

2025年7月2日

各位

富士石油株式会社

高圧ガス保安法に基づく当社袖ヶ浦製油所への嚴重注意について

富士石油株式会社（社長：山本重人、以下「当社」という）は、高圧ガス保安法上の一部の申請及び届出に不備が確認されたため、2025年7月2日付けで経済産業省より、高圧ガス保安法に基づく嚴重注意を受けました。

高圧ガス保安法に定める認定事業者として、このような事態となりましたこと、並びに関係者をはじめ多くの方々に、多大なご心配、ご迷惑をおかけいたしますことについて深くお詫び申し上げます。

当社は本件を厳粛に受け止め、今後同様の事態が再び発生することがないように、全社を挙げて十分な保安管理システムを確立すべく、社長が先頭に立って法令遵守の徹底と保安管理体制の強化等の再発防止策に着実に取り組んでまいります。

なお、本件による製油所の安全性及び製品供給への影響はございません。

記

1. 概要

2014年度から2024年度上半期にわたり、設備変更の許可申請及び完成検査、設備の軽微な変更工事の届出、並びに事故の届出について、一部が適切に行われていなかったという法令違反に対し、当社袖ヶ浦製油所が嚴重注意を受けました。

2. 法令違反の主な原因

高圧ガス保安法に関する法令理解の不足と、社内の保安管理体制に関する不備が主な原因です。

3. 再発防止策

全社を挙げて、以下の再発防止策等を行ってまいります。

- （1）経営トップによる、更に高い保安意識へのコミットメント
- （2）法令教育の推進・コンプライアンス意識の更なる強化（教育面）
- （3）工事・事故情報及び法令手続き等の管理体制の強化（事業所体制面）
- （4）本社の監査の改善・強化等

以上

（お問い合わせ先）

経理部 財務・IR・広報グループ TEL：03-6277-2906（URL：<https://www.foc.co.jp/>）